省　令

○財務省令第五号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条第五項（同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十日

財務大臣　安住　淳

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項第五号の四中「当該資産の所在する」を「経済産業大臣又は当該資産の所在する」に改め、同項第九号ハ中「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

附　則

この省令は、鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）の施行の日（平成二十四年一月二十一日）から施行する。

○文部科学省令第一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）を実施するため、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十日

文部科学大臣　平野　博文

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する省令

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第五の注17の表中

カザフスタン	K

を

韓　　国	Z
ベトナム	V

に改める。

附　則

この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第二十号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○農林水産省令第三号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項の規定に基づき、犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令

犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「スウェーデン」の下に「、ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の三の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録周波数終了対策機関を登録したので、同条第十一項において準用する同法第三十八条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十日

総務大臣　川端　達夫

一　登録周波数終了対策機関の名称及び住所

株式会社協和エクシオ

東京都渋谷区渋谷三丁目二十九番二十号

二　特定周波数終了対策業務を行う事務所の所在地

東京都大田区平和島四丁目一番二十三号

株式会社協和エクシオ東京総合エンジニアリングセンタ

三　特定周波数終了対策業務の開始の日

総務大臣が別に定める日

○文部科学省告示第一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第十項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（昭和四十七年総理府告示第四十九号）の一部を次のように改正し、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定（平成二十三年条約第十九号）及び原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第十号）の効力が生ずる日から施行する。

平成二十四年一月二十日

文部科学大臣　平野　博文

第三十四号中「、設備及び技術に基づく設備」に改める。

第三十七号中「第三十三号まで」の下に「、第三十五号、第三十七号から第三十九号まで、第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号」を加え、「前二号」を「前号」に改め、同号を第五十号とし、同号の前に次の十二号を加える。

三十八　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定（平成二十三年条約第十九号。以下「日韓協定」という。）に基づき、大韓民国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

三十九　前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

四十　日韓協定に基づき、大韓民国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材及び設備

四十一　前号の資材及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

四十二　日韓協定に基づき、大韓民国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及び大韓民国政府が合意した設備

四十三　日韓協定に基づき、大韓民国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及び大韓民国政府が合意した核燃料物質

四十四　原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第二十号。以下「日越協定」という。）に基づき、ベトナム社会主義共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

四十五　前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

四十六　日越協定に基づき、ベトナム社会主義共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材及び設備

四十七　前号の資材及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

四十八　日越協定に基づき、ベトナム社会主義共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

四十九　日越協定に基づき、ベトナム社会主義共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びベトナム社会主義共和国政府が合意した核燃料物質

第三十六号中「合意する」を「合意した」に改め、同号を第三十七号とし、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六　日カザフスタン協定に基づき、カザフスタン共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

○文部科学省告示第二号

重要無形文化財歌舞伎女形の保持者中村榮次郎（中村芝翫平成八年文部省告示第九十一号）は、平成二十三年十月十日死亡したので、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項の規定により解除された。

平成二十四年一月二十日

文部科学大臣　平野　博文

○文部科学省告示第三号

選定保存技術左官（漆喰塗）の保持者奥井五十吉（平成十年文部省告示第百五号）は、平成二十三年十月十三日死亡したので、当該保持者の認定及び選定保存技術左官（漆喰塗）の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項の規定により解除された。

平成二十四年一月二十日

文部科学大臣　平野　博文